

# Public Medical Hub システム利用規約（自治体向け）

## 第1章 総則

### （本規約の目的）

第1条 本規約は、自治体が、医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報の登録と閲覧等を、デジタル庁において維持・運営する、Public Medical Hub システム（以下、「本システム」といいます。）を用いて行うに当たっての本システムの利用条件を定めるものです。

### （用語の定義）

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 医療機関等 「健康保険法（大正11年法律第70号）」等の規定により、地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定を受けた病院、診療所及び薬局
- 二 システム利用者 本システムを利用する自治体
- 三 住民 自治体の区域内に住所を有し、自治体による本システムを用いた情報登録の対象となるもの
- 四 本システム用アカウント 本システムの利用に当たって本システムがシステム利用者に発行するアカウント

### （本規約の適用）

第3条 本規約は、デジタル庁及び全てのシステム利用者に適用されるものとします。

- 2 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本システム利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとしてデジタル庁及び全てのシステム利用者に適用されるものとします。

### （通知・情報提供）

第4条 本システムに関する通知その他本規約に定めるデジタル庁からシステム利用者に対する情報提供・通知等は、デジタル庁の定める方法によって行うものとします。

- 2 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、デジタル庁からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

### （本規約の変更）

第5条 デジタル庁は、本規約の変更が、システム利用者の一般の利益に適合し、又は、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更することができるものとします。

- 2 デジタル庁は、本規約の変更を行おうとするときは、変更の内容に照らして合理的に妥

当と認められる告知期間をもって本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。

#### (知的財産権)

- 第6条 デジタル庁がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及び本システムに係る一切の文書を含む。以下同じ。)に関する特許権、商標権、著作権等の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の定めに従います。)は、デジタル庁又はデジタル庁が利用を認める第三者に帰属し、利用者に移転又は帰属しません。
- 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、本システムに係る一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。
- 一 本規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること。
  - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。
  - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
  - 四 表示されている著作権表示若しくは商標表示を削除し、又は変更しないこと。

#### (準拠法及び裁判管轄)

- 第7条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。
- 2 本システムの利用又は本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (協議)

- 第8条 本規約の解釈についてデジタル庁とシステム利用者との間に異議、疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

## 第2章 本システムの利用開始及び内容

#### (本システムの利用開始)

- 第9条 本システムの利用を希望する者は、デジタル庁が定める方法により本規約の内容に同意の上、本システムの利用を開始するものとします。

#### (医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報の登録)

- 第10条 システム利用者は、システム利用者が保持する住民の医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報を本システムに登録します。

2 システム利用者は前項に規定する登録の際、本規約を遵守するものとします。

(医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報の提供)

第11条 デジタル庁は、システム利用者から本システムに登録された住民の医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報を、本システムを用いて医療機関等に対して提供しません。

2 デジタル庁は前項に規定する提供の際、「Public Medical Hub システム利用規約（医療機関向け）」を遵守するものとします。

(予防接種、母子保健等に係る情報の提供)

第12条 デジタル庁は、本システムを用いて医療機関等から登録された住民の予防接種結果、健診結果情報をシステム利用者に対して提供します。

2 デジタル庁は前項に規定する提供の際、本規約を遵守するものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

第13条 デジタル庁は、統計調査・解析等のため、本システムの利用に関する証跡ログを作成等できるものとし、システム利用者は、これに同意するものとします。

2 デジタル庁は、前項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、公表することがあります。

(本システムの変更)

第14条 デジタル庁は、本システムの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本システムの一部の追加・変更を行うことがあります。なお、当該追加・変更によって、追加・変更前の本システム全ての機能・性能が維持されない場合があります。

(本システムの廃止)

第15条 デジタル庁は、本システムの全部又は重要な機能を廃止しようとするときは、90日前までに公表し、又はシステム利用者に通知することにより、当該システムの全部又は重要な機能を廃止することができるものとします。

### 第3章 システム利用者の義務等

(本システム利用のためのユーザーID・パスワード発行)

第16条 システム利用者は、本システムが提供する登録画面上から、医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報の登録及び登録結果の確認を行うことを目的として本システム用アカウントを取得する場合があります。

(本システム利用のための設備設定)

- 第17条 システム利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。以下本条において同じとします。）を自己の負担において準備するものとします。また、機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任で行うものとします。
- 2 本システムを利用するために必要な通信費用、その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。

(システム利用者の責任)

- 第18条 システム利用者は、本システムの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
- 2 システム利用者は、本システムの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由でデジタル庁に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

(アカウント管理)

- 第19条 システム利用者は、自らの管理責任により、本システム用アカウントを不正使用されないよう管理するものとします。
- 2 システム利用者は、自らの管理責任により、本システムの操作者（自己の職員及び所属者をいい、総称して以下「操作者」といいます。）に対して本システムを利用させるものとします。また、システム利用者は、すべての操作者に対してID及びパスワードを適切に管理させるものとします。

(バックアップ)

- 第20条 システム利用者は、住民の医療費助成、予防接種、母子保健に係る情報等、本システムにおいて提供、伝送するデータ等について、必要なデータを自己の責任の下で保全するものとします。

(禁止事項)

- 第21条 システム利用者は、本システムを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
- 一 住民の医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報の登録及び閲覧以外の用途で本システムを使用する行為
  - 二 住民情報の更新以外の目的で、本システム上で管理されているデータを変更する行為又はそのおそれがある行為
  - 三 本システム上で管理されているデータを改ざんする行為又はそのおそれがある行為

- 四 前号に掲げる行為以外に、他のシステム利用者の本システムの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
  - 五 法令又は本規約に違反する行為並びにそのおそれがある行為
  - 六 公序良俗に反する行為
  - 七 本システムに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
  - 八 本システムの管理及び運営を妨害する行為又はそのおそれがある行為
  - 九 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為
  - 十 本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- 2 デジタル庁は、本システムの利用に関して、システム利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該システム利用者に対して本システムの全部又は一部の提供を一時停止し、又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、デジタル庁は、システム利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(利用規約に違反した場合の措置)

- 第22条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたシステム利用者は、デジタル庁に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明したとき、システム利用者は、遅滞なく、デジタル庁にこれを報告するものとします。
- 2 前条第1項に違反する行為があった場合、デジタル庁は、当該行為を行ったシステム利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、デジタル庁は、当該行為の概要及び当該システム利用者の名称を公表することができます。
- 3 システム利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、デジタル庁は、次の各号に定める措置を講ずることができます。
- 一 当該システム利用者に対する本システムの提供を一時的に停止すること
  - 二 当該システム利用者に対する本システムの提供を停止すること
- 4 デジタル庁は、本システムの適切な運営及び本システムの適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、システム利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

(システム利用者からの解約)

- 第23条 システム利用者は、デジタル庁が定める方法で、システム利用者としての地位

を解除することができるものとします。

- 2 デジタル庁は、システム利用者がシステム利用者としての地位が喪失した後も、喪失するまでの間にシステム利用者から提供を受けた情報等を利用できるものとします。

#### 第4章 デジタル庁の義務等

##### (善管注意義務)

第24条 デジタル庁は、本規約に明示的に定めのない限り、善良なる管理者の注意をもって、本システムを提供する義務を負うものとします。

##### (利用時間・日程)

第25条 デジタル庁は、本システムを24時間365日稼働させるよう努めますが、稼働を保証するものではありません。

##### (本システムの停止等)

第26条 デジタル庁は、本システムを提供するための設備の定期的な保守を行う場合その他必要な場合には、利用者にあらかじめ通知した上で、本システムの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者にあらかじめ通知することなく、本システムの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
  - 一 本システムを提供するための設備に緊急的な保守を行う必要がある場合
  - 二 火災、停電又は地震、水害その他の天災地変、又は戦争、暴動若しくは労働争議等により、本システムの全部又は一部の提供が不能又は困難となった場合
  - 三 本システムの提供に必要な電気通信サービスを提供する電気通信事業者が、当該サービスの提供を中断し、又は中止した場合
  - 四 前各号に掲げるもののほか、技術上又は運営上の理由により、デジタル庁が必要であると判断した場合

##### (再委託)

第27条 デジタル庁は、本システムの提供に関する業務（特定個人情報等の取扱いに係る事務を除く。）の全部又は一部をシステム利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、デジタル庁は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

- 2 システム利用者は、本システムの利用に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、システム利用者は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

(個人情報の管理)

第28条 デジタル庁は、本システムにおいて管理される個人情報を、本システム提供の目的以外で利用しないものとし、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。

- 2 デジタル庁は、本システムの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切の複製を残すことなく、デジタル庁の責任の下で速やかに破棄するものとします。

(システム利用者が登録したデータの管理)

第29条 デジタル庁は、システム利用者が登録したデータ（住民の医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報）に関し、善良な管理者による注意をもって管理するものとします。

- 2 デジタル庁は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本システムに関する情報の開示又は提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示又は提出をすることができるものとし、システム利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

## 第5章 責任分界等

(情報伝達の責任分界)

第30条 本システムの利用における情報伝達に関するデジタル庁の責任範囲は、照会要求等を本システムにて受領してから、当該照会に従って本システムが取得した情報を送信し、当該情報が端末機器に到達するまでとします。

- 2 本システムの利用における情報伝達に関するシステム利用者の責任範囲は、システム利用者の有する端末機器から照会要求等を本システムに向けて送信し本システムが受領するまで、及び本システムから送信された情報を端末機器において受領・取得して以降とします。

(通信経路の責任分界)

第31条 本システムの利用における通信経路に関するデジタル庁の責任範囲は、システム利用者の準備した電気通信回線とデジタル庁の準備した電気通信回線との接続地点から本システムまでの範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、デジタル庁が責任を負うものとします。

- 2 本システムの利用における通信経路に関するシステム利用者の責任範囲は、システム利用者の準備した電気通信回線とデジタル庁の準備した電気通信回線との接続地点から

システム利用者の端末機器までの範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、システム利用者が責任を負うものとします。

(運用・保守の責任分界)

第32条 デジタル庁は、本システムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

- 2 システム利用者は、システム利用者が維持・運営する本システムと接続するシステムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

(免責)

第33条 デジタル庁は、自己の責めに帰すべき事由により、本システムに関してシステム利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由についてデジタル庁に重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負いません。

- 2 前項の責任を負う場合であっても、デジタル庁の賠償責任の範囲は、現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。システム利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、デジタル庁は賠償責任を負いません。また、システム利用者が、本システムの利用によって得られた情報を不正に第三者提供した場合その他本システムを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、デジタル庁は賠償責任を負わないものとします。

附則 抄

- 1 本規約は、令和6年3月21日から施行します。